

逆風に 向かって 今年もとびます!

8月15日意見広告 31回目



No.201号
2013年5月12日
発行人 宮崎 優子
事務局 日高 礼子
☎097-544-8892
FAX097-544-8892

先日の新聞に砂川事件の事が載っていました。今頃何故?と思いました。

ご存じのように砂川事件は、1957年7月東京都砂川町(当時)の米軍立川基地に、基地拡張に反対するデモ隊の一部が立ち入り、7人が日米安保条約の刑事特別法違反で起訴された事件です。

東京地裁は、安保条約に基づく米軍駐留が憲法9条に違反するとして1959年3月に全員無罪を言い渡しました。(伊達判決)画期的な判決です。

検察は高裁を飛ばして最高裁に上告、最高裁大法廷は59年12月に1審を破棄。

1960年日米安保条約改定前夜の事件でした。

1審の伊達判決の後、最高裁長官が駐日米大使と密会したことは分かっていたが、今回あきらかになったのは、田中耕太郎長官が上告審公判前にレンハート駐日主席公使に「判決はおそらく12月であ

ろう」「世論をゆさぶるものになる少数意見を回避するやり方で・・・」などと話したこと。

そして「砂川事件1審無罪判決が日米安保条約改定手続きの遅れになっている」と、「(日本の)外務省と自民党」が在日米大使館に伝えたことも秘密書簡には明記されている。

三権分立?司法の独立?いったいそんなものが何処にあるのでしょうか?

日本に返還される前の沖縄がカリフォルニア州に属していたそうですが、日本国自体が独立しているのか怪しいものです。

鈴木邦男氏(一水会顧問)は右翼ですが、「憲法は国家をしばるもの」という立憲主義を貫いています。

自由のない自主憲法よりも自由のある押し付け憲法の方がよい、改憲するならもっと良い憲法を目指さなくては...個人を尊重しない時代錯誤の憲法に戻るのには反対であると発言しています。

1978年A級戦犯を合祀した靖国神社には天皇さえ参拝していません。にもかかわらず168名もの国会議員が大挙して参拝するという愚かな政治感覚。

自民党の改憲草案では集团的自衛権が認められています。これ以上アメリカと一心同体になるのはごめんです。

戦場に送られるのは若者たちです。爆撃されるのは市民や子どもたちです。

軍隊は国民を守らない!(宮崎)

★憲法講演会★

講師/額 厚さん (山口大学副学長)
と き/6月23日(日) 13:30~
ところ/ノレイユ7F大会議室
主旨/今憲法を変えることの歴史的な意味について
主催/平和憲法を守る会・大分他
連絡先/097-534-3436 (共同法律事務所)

意見広告までの日程

6月 9日(日) 13:00~
新聞広告紙面のデザイン会議
7月 7日(日) 13:00~
デザイン会議&集約作業
7月21日(日) 13:00~
デザイン会議&集約作業
7月28日(日) 13:00~
デザイン会議&集約作業
※場所はいずれも大分市府内町のライフバル2階で
8月上旬 随時校正作業
8月15日 意見広告掲載
問合せは 090-1166-4218(日高)まで

改憲ストップの意見広告

広島でも%と%にあります。

郵便振替 0139005-53097

「第九条の会」ロスマ
問合せ 070-505216580(藤井)

簡単に変えてはいけない“命”と“人権”を守る憲法

現行の日本国憲法と、暴走する自民党の憲法草案を比較してみます。

<日本国憲法> 1947年5月3日施行

第二章 戦争の放棄

第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

<自民党の憲法草案> 2012年4月27日決定分

第二章 安全保障

第9条(平和主義)

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
- 2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第9条の2(国防軍)

- 1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
- 2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- 3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。
- 5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

第9条の3(領土等の保全等)

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

削除

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第102条(憲法尊重擁護義務)

- 1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。
- 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

その他、第98条(緊急事態の宣言)

第99条(緊急事態の宣言の効果)が定められている。

「女性の権利が全くない状況」だった戦前の日本を憂い、ベアテ・シロタ・ゴードンさんがその作成に尽力された日本国憲法第24条が、自民党の改憲草案でどうなっているか見てみると…

<日本国憲法> 1947年5月3日施行

第24条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

<自民党の憲法草案> 2012年4月27日決定分

第24条(家族、婚姻等に関する基本原則)

- 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。
- 2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

家族という単位を強調することによって、非嫡出子(婚外子)が相続その他でますます差別的な待遇を受けるようになるかもしれません。

また家族が助け合えていないせいで貧しい場合には、国の保護が得にくくなるし、高齢者などの介護に、公共サービス利用よりも家族の負担を強いる方向になりそうです。

「女性の活用」といいながら、経済的保障の裏付けがない「育休3年」を打ち出した安倍政権は、女性を戦前のように子育てと家庭に再び閉じ込めるつもりなのでしょうか…？ (日高)

ベアテとその関係者

白杵市 片岡真理子

ベアテ・シロタ・ゴードンの他界をTVニュースで知った時、私の記憶は一気に二十年前に引き戻された。私(写真右端)は、一九九四年に川村御夫妻(写真左端)の呼掛けで設立された「ニューヨーク(N.Y.)婦人公論読者グループの会」立上げ人のひとりである。―当時、私はN.Y.に住んでいた―約その一年後、ベアテ女史の講演会が、N.Y.在住の日本人対象に、N.Y.日系人クラブで催された。戦後、日本人女性の社会進出の為に奔走された当時のことを、もう日本を離れて随分となるのに淀みのないはつきりとした日本語で話された。実は私は、発起人川村氏に頼まれ、受付司会のお役を受けた。女史の隣りで親しくお話しする待遇を頂いたのである。もう二十年前のこと、女史と交した会話の細かい内容は忘れてしまった。だが、今でも



1995年ニューヨーク日系人クラブでのベアテ女史講演会、中央に座っているベアテさんを囲んで。

くつきりと思い出されるのは、あれだけのことを成し遂げられたのに、自分を特別な人間とは思っていない飾り気のない憧女のような愛くるしい笑顔である。私は女史の人柄に魅せられ大ファンになった。…しかし、ベアテ女史はもう居ない。命あるものは命尽きる。それは、この世の定めである。89才まで生きられたのだ…その生涯は自分の信念を貫いた充実した人生だったのだ…と、私は女史への死の悲しみを封じた。

赤とんぼの会員の皆様！ベアテ女史の平和希求を受け継ぎ、世の人々のため、心をひとつにし、再び立ち上がりましょう！ 合掌

お読みになりませんか?

『シリーズ内橋克人の憲法対談
政治を語る新しい作法』

これは岩波書店から出ている雑誌『世界』五月号に載っている内橋克人氏と湯浅 誠氏の対談です。内橋氏は経済評論家。いま私たちが暮しをおびやかし、破壊している市場原理主義・新自由主義を早くからきびしく批判し、それに対抗するものとして「F(フード)・E(エナジー)・C(ケア)自給圏」なるものを、それぞれ自分たちの手で「ミニコミュニティ」にすることを提唱されている方です。湯浅氏はあの2008年冬、東京日比谷公園につくられた「年越派遣村」の村長さん。

対談の中心は昨年12月総選挙で自民党が圧勝してからの憲法改正への激しい動きと、九条改悪を目指しながら、まず九六条(憲法改正)を企てている安倍政権(改憲賛成は自民・維新・みんなの党)に対して、憲法を守る市民として、これにどう立ち向うかという点です。この夏に行われる参議院選挙、やがて日程にのぼってくるであろう九六条改悪に必要な国民投票を見通しながら、現行憲法を守る― 少なくとも「最悪の選択を避ける」(丸山眞男

の言葉だそうです)― ために、いま何をしているか(何をなすべきかではなく)を話し合っています。

その中で湯浅氏は「政治を語る新しい作法」に「政治についてテーマを共有して語り合いながら深めていく」という対話の作法」を身につける必要をあげています。それは単に改憲反対の仲間をふやす手段ではなくて、生き生きとした民主主義社会をつくる根本、「民主主義の学校」だといいます。「赤とんぼ」にはこの内橋・湯浅対談から学ぶことがたくさんあります。

私は5月3日、8月15日、12月8日に「九条守れ」のビラを「道ゆくあなた」へ心をこめて手渡そうとしてきた一人ですが、だいぶ前から人々の反応が大きく変わったように思います。私がさし出したビラを、まるで汚ないものを見るように手も出さないで行く人、手を横にふって関係ないと通りすぎる人、私たちを全く視野に入れないで行く人等々が年々増えて来ています。自民党が圧勝し、にわか仕立ての維新の会が多くの当選者を出すのは、こういう人々に下支えされているのかもしれない。こういう人を批判するのではなく、何か動きかける方法はないかを考えてみる時期のようには思います。

古庄ゆき子

憲法・教育基本法 市民連続講座2013

「学校生活と 子どもの人権」

やひろはちろう
講師/八尋八郎さん
(弁護士)

と き/6月1日(土)
13:30~16:00

ところ/大分市 アートプラザ研修室
資料代/1,000円

主催/市民連絡会おおいだ
連絡先/090-4583-8797(池田)

~第9回竜一忌~

「日本の近代を 問いなおそう ―福沢諭吉神話の解体」

講師/安川寿之輔さん
(不戦兵士の会
名古屋大学名誉教授)

と き/6月22日(土)
13:30~

ところ/中津市立図書館
中津市片端町1366-1
参加費/2,000円
問合せ/090-5948-5679(櫻原)

「原発やめようえ おかあちゃん パレード☆」

と き/5月26日(日)
6月23日(日)

13:30~15:00
ところ/大分市大手公園
(集合・解散)

お問い合わせは
okachanparade@yahoo.co.jp

毎月やってますよ
<http://ameblo.jp/hahapare/>

映画 「渡されたボタン~ さよなら原発~」 ジエームス三木 脚本

と き/6月12日(水)
14:00~19:00~(2回上映)

ところ/臼杵市民会館小ホール
料金/

	大人	中高生
前売	1,200円	700円
当日	1,500円	1,000円

連絡先/九条の会・うすき
090-5725-6187(奥田)

大分県母親大会

と き/6月30日(日)
10:00~

ところ/コンパルホール
3階多目的ホール

資料代/700円
記念講演/
「誰もが人間らしく
暮らせる社会を」

講師/二宮厚美さん
(神戸大学名誉教授)

特別報告/被災地福島から
一福島で子育てすること
が「特別なもの」でな
くなる日があるように一

講師/佐藤兒子さん
連絡先/母親大会実行委員会
097-568-8931

8月15日(木)
なもなきひとむれ
13:30 トキ八前

久しぶりの上野の森は甘〜い香り。ああ〜もうミカンの花の季節になっていたのね! (は)

声に出して読んでみましよう憲法九条

「戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権否認」
①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

赤とんぼの会事務局 〒八七〇〇八五五 大分市豊饒四組 みんなの家
TEL/FAX/097(544)8892(郵便振込)015400012160
ホームページ/ <http://aka-tombo.com/> メール/ aka-tombo@hotmail.co.jp